

マイナンバーと保険証の一体化について

マイナンバーカードの取得促進の観点から、令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化し、現在使用している保険証は廃止となります。まだマイナンバーカードを作っていない方は申請をお願いいたします。

マイナンバー保険証を使うメリット

- ①医療費が安くなることがある。
- ②より質の良い医療を受けることが可能になる。
 - ・過去のお薬情報や健康診断結果が登録されることにより、医療機関等が閲覧することが可能となり、多剤・重複服薬の回避や適切な治療を受けることができます。
- ③手続きをせずに、限度額の適用を受けることができる。
 - ・これまで、窓口で限度額適用認定証の申請をし、発行した証が必要でしたが、医療機関等で閲覧が可能になるため、一時的な負担の必要がなくなります。



よくある質問

マイナンバーカードは安全なの？

- ・マイナンバーカードに埋め込まれているICチップには情報は入っていません。また、不正に情報を読み取ろうとするとチップが壊れる仕組みがあるのでご安心ください。

マイナンバーカードを保険証利用するにはどうしたらいいの？

- ・マイナポータルにログインし、利用登録する必要があります。登録については、各医療機関で行うか、役場窓口でも可能です。

どうやって使用するの？

- ・各医療機関の窓口で設置されている顔認証付きカードリーダーで画面の指示に沿って受付してください。なお、現状、幌延町内の医療機関では顔認証ではなく暗証番号でのみ受付が可能となっています。

今使っている保険証はどうなるの？

- ・現在使っている保険証は、令和7年7月31日（それ以前に有効期限が切れる場合はその日）まで使えます。また、加入保険が変わった場合は使用不可となります。
- ・令和6年12月2日以降、マイナンバーカード保険証を保有していない方には、有効期限が切れる前に資格確認書が交付され、引き続き医療を受けることができます。

お問い合わせ先:住民生活課 生活環境係 電話 5-1112 告知端末機 5-8812